

## ○東京藝術大学職員退職手当規則

〔平成16年4月1日  
制 定〕

改正	平成17年4月1日	平成18年3月31日
	平成18年6月15日	平成19年3月28日
	平成23年3月29日	平成25年2月21日
	平成25年3月28日	平成25年10月24日
	平成25年12月19日	平成26年10月1日
	平成27年3月26日	平成30年3月15日
	令和6年3月28日	

### (目的)

第1条 この規則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第35条で準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第63条第2項及び東京藝術大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第53条の規定に基づき、本学の職員に対する退職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この規則による退職手当は、職員（東京藝術大学職員給与規則（以下「給与規則」という。）に規定する俸給表の適用を受けるものに限る。以下同じ。）が退職し、又は解雇された場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。ただし、職員が次の各号の一に該当する場合には退職手当は支給しない。

- (1) 勤続6月未満で退職し、又は解雇された場合（就業規則第19条第5号及び同規則第25条第2号に規定する場合を除く。）
- (2) 懲戒解雇等処分（就業規則第43条第1項第4号の規定による懲戒解雇の処分その他職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。以下同じ。）を受けた場合
- (3) 就業規則第24条第2号の規定による解雇又はこれに準ずる退職をした場合（遺族の範囲及び順位）

第2条の2 前条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者の外、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この規則の規定による退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

4 次に掲げる者は、この規則の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 職員を故意に死亡させた者

(2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの規則の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当の支払)

第2条の3 この規則の規定による退職手当は、その全額を、直接その支給を受けべき者に支払わなければならない。

2 前項の退職手当は、その支給を受けべき者の預貯金口座に振込むことによって支払う。

3 第1項の規定にかかわらず、法令で定められたもの及び労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条第1項後段に規定する労使協定で定められたものについては、退職手当の一部を控除して支払うことができる。

4 この規則の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けべき者を確認することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(一般の退職手当)

第2条の4 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第8条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第8条の2の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条 次条又は第5条第1項若しくは同条第2項の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の俸給月額（給与規則に規定する俸給、大学院調整額及び教職調整額の月額の合計額をいう。以下「退職日俸給月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100

(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110

(3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160

(4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200

(5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160

(6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、負傷若しくは病気（以下「傷病」という。）又は死亡によらず、かつ、第12条の2第5項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者（第13条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、就業規則第25条第1項第1号から第3号までの規定により解雇された者を含む。以下この項及び第8条の2第4項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の

規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者100分の60
- (2) 勤続期間11年以上15年以下の者100分の80
- (3) 勤続期間16年以上19年以下の者100分の90

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 就業規則第19条第2号の規定により退職した者（同規則第22条第1項の期限又は同条第2項の規定により更新され期限の到来により退職した者を含む。）
- (2) 就業規則第19条第3号の規定により退職した者
- (3) 第12条の2第5項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第8項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（業務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 25年以上勤続し、就業規則第19条第2号の規定により退職した者（同規則第22条第1項の期限又は同条第2項の規定により更新され期限の到来により退職した者を含む。）
- (2) 就業規則第25条第1項第4号の規定により解雇された者
- (3) 第12条の2第5項に規定する認定（同条第1項第2号に係るものに限る。）を受けて同条第8項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者
- (4) 業務上の傷病若しくは死亡により退職した者
- (5) 25年以上勤続した者であつて、就業規則第19条第3号の規定により退職した者
- (6) 25年以上勤続し、第12条の2第5項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第8項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の額について準用する。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150

(2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165

(3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180

(4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

(俸給月額の変額改定以外の理由により俸給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、俸給月額の変額改定(俸給月額の変定をする規則が制定され、又はこれに準ずる給与支給基準等が改定された場合において、当該規則又は給与支給基準等の改定により当該改定前に受けていた俸給月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の俸給月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前俸給月額」という。)が、退職日俸給月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職日俸給月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日俸給月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特定減額前俸給月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(この規則その他の規則の規定により、この規則の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの規則の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第9条第5項に規定する国立大学法人等職員若しくは第10条第1項に規定する国家公務員等として退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第9条第6項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第2条ただし書き若しくは第15条第1項の規定により一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間(これらの退職の日に職員、国立大学法人等職員又は国家公務員等となったときは、当該退職の日前の期間)を除く。)をいう。

(1) 職員としての引き続いた在職期間

(2) 第9条第5項前段の規定により職員として引き続いた在職期間に含むものとされた国立大学法人等職員としての引き続いた在職期間

- (3) 第10条第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する国家公務員等としての引き続いた在職期間
- (4) 第10条第2項に規定する場合における国家公務員等としての引き続いた在職期間
- (5) 第11条第1項の規定により職員として引き続いた在職期間に含むものとされた役員としての引き続いた在職期間  
(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第6条 第4条第1項第3号及び第5条第1項(第1号を除く。)に規定する者(退職日俸給月額又は特定減額前俸給月額が、給与規則に規定する指定職俸給表6号俸の額に相当する額以上である者及び就業規則第19条第3号の規定により退職した者を除く。)のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であつて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その者に係る定年から20年を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項及び第5条第1項	退職日俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき退職日俸給月額に応じて100分の3(退職日俸給月額が、給与規則に規定する指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には、100分の1、退職日俸給月額が、給与規則に規定する指定職俸給表1号俸の額に相当する額以上同表4号俸の額に相当する額未満である場合及び退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者との年齢との差に相当する年齢が1年である場合には、100分の2)を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前俸給月額	並びに特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前俸給月額に応じて100分の3(特定減額前俸給額が給与規則に規

		<p>定する指定職俸給表 4 号俸の額に相当する額以上である場合及び役員報酬規則に規定する常勤役員の俸給表 4 号俸の額に相当する額以上である場合には、100分の1、特定減額前俸給額が給与規則に規定する指定職俸給表 1 号俸の額に相当する額以上同表 4 号俸未満である場合、東京藝術大学役員報酬規則（以下「役員報酬規則」という。）に規定する常勤役員の俸給表 1 号俸の額に相当する額以上同表 4 号俸の額に相当する額未満である場合及び退職の日に定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者との年齢との差に相当する年齢が 1 年である場合には、100分の 2）を乗じて得た額の合計額</p>
--	--	---

第5条の2第1項 第2号	退職日俸給月額に、	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（特定減額前俸給月額が給与規則に規定する指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合及び役員報酬規則に規定する常勤役員の俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には、100分の1、特定減額前俸給額が給与規則に規定する指定職俸給表1号俸の額に相当する額以上同表4号俸未満である場合、役員報酬規則に規定する常勤役員の俸給表1号俸の額に相当する額以上同表4号俸の額に相当する額未満である場合及び退職の日に定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年齢が1年である場合には、100分の2）を乗じて得た額の合計額に、
第5条の2第1項 第2号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、第3条から前条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

（退職手当支給率の調整）

第7条 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から前条までの規定により計算した額に100分の83.7を乗じて得た額とする。

2 第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、第3条第1項及び第5条の2の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。

3 第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、第5条及び前条の規定にかかわらず、当分の間、その

者の勤続期間を35年として第1項の規定の例により計算して得られる額とする。

- 4 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の額は、同項の規定にかかわらず、その者が第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として第1項の規定の例により計算して得られる額とする。

(退職手当の最高限度額)

第8条 第3条から第5条までの規定により計算した退職手当の基本額が、退職日俸給月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

- 2 第5条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60歳以上 特定減額前俸給月額に60を乗じて得た額

(2) 60歳未満 特定減額前俸給月額に第5条の2第1項第2号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日俸給月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

- 3 第6条に規定する者に対する前2項の規定の運用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1項	第3条から第5条まで	第6条の規定により読み替えて適用する第5条
	退職日俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき退職日俸給月額に応じて100分の3（退職日俸給月額が、給与規則に規定する指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には、100分の1、退職日俸給月額が、給与規則に規定する指定職俸給表1号俸の額に相当する額以上同表4号俸の額に相当する額未満である場合及び退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年齢が1年である場合には、100分の2）を乗じて得た額の合計額



	これらの	第6条の規定により読み替えて適用する第5条の
第2項	第5条の2第1項の	第6条の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	同項第2号ロ	第6条の規定により読み替えて適用する同項第2号ロ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第2項第1号	特定減額前俸給月額	特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（特定減額前俸給額が給与規則に規定する指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合及び役員報酬規則に規定する常勤役員の俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には、100分の1、特定減額前俸給額が給与規則に規定する指定職俸給表1号俸の額に相当する額以上同表4号俸未満である場合、役員報酬規則に規定する常勤役員の俸給表1号俸の額に相当する額以上同表4号俸の額に相当する額未満である場合及び退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者との年齢との差に相当する年齢が1年である場合には、100分の2）を乗じて得た額の合計額

第2項第2号	特定減額前俸給月額	<p>特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3</p> <p>(特定減額前俸給額が給与規則に規定する指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合及び役員報酬規則に規定する常勤役員の俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には、100分の1、特定減額前俸給額が給与規則に規定する指定職俸給表1号俸の額に相当する額以上同表4号俸未満である場合、役員報酬規則に規定する常勤役員の俸給表1号俸の額に相当する額以上同表4号俸の額に相当する額未満である場合及び退職の日に定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者との年齢との差に相当する年数が1年である場合には、100分の2)を乗じて得た額の合計額</p>
	第5条の2第1項第2号ロ	第6条の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号ロ
	及び退職日俸給月額	<p>並びに退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3</p> <p>(特定減額前俸給月額が給与規則に規定する指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合及び役員報酬規則に規定する常勤役員の俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には、100分の1、特定減額前俸給額が給与規則に規定する指定職俸給表1号俸の額に相当する額以上同表4号俸未満である場合、役員報酬</p>

	当該割合	当該第6条の規定により読み替えて適用する同号口に掲げる割合
--	------	-------------------------------

(退職手当の調整額)

第8条の2 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（就業規則第14条の規定による休職（業務上の傷病又は通勤による傷病による休職及び同条第1項第6号の休職を除く。）、同規則第43条第1項第3号の規定による停職又は東京藝術大学職員の育児休業等に関する規則（以下「育児休業等規則」という。）による育児休業により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち別に定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 95,400円
- (2) 第2号区分 78,750円
- (3) 第3号区分 70,400円
- (4) 第4号区分 65,000円
- (5) 第5号区分 59,550円
- (6) 第6号区分 54,150円
- (7) 第7号区分 43,350円
- (8) 第8号区分 32,500円
- (9) 第9号区分 27,100円
- (10) 第10号区分 21,700円
- (11) 第11号区分 0円

2 退職した者の基礎在職期間に第5条の2第2項第2号から第5号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、次の各号に掲げる特定基礎在職期間において当該各号に定める職員として在職していたものとみなす。

- (1) 職員として引き続いた在職期間（その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。）に連続する特定基礎在職期間 当該職員として引き続いた在職期間の末日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員又は当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員
- (2) 前号に掲げる特定基礎在職期間以外の特定基礎在職期間 当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員

3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して定めるものとし、退職した者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表のイ又はロの表の右欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の左欄に掲げる

職員の区分に属していたものとする。なお、同一の月においてこれらの表の右欄に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 退職した者（第5号に掲げる者を除く。次号において同じ。）のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が零のもの  
零

(3) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(4) 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零

(5) 退職日俸給月額が給与規則に規定する指定職俸給表8号俸の額に相当する額を超える者その他これに類する者 第3条から前条までの規定により計算した退職手当の基本額の100分の8.3に相当する額

5 基礎在職期間のうち、東京藝術大学職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「勤務時間等規則」という。）第21条に定める短時間勤務制を適用した期間（以下「短時間勤務制適用期間」という。）がある場合の退職手当の調整額は、当該適用をした職員が、当該適用をしなかったものと仮定して、第1項から前項までの規定を適用して得られた調整月額の合計額から、短時間勤務制適用期間にかかる調整月額の合計額に対して短時間勤務制適用期間において1週間当たりの勤務時間を減じた時間数を同規則第3条に定める所定勤務時間で除した割合を乗じて得た額を減じた額とする。

（一般の退職手当の額に係る特例）

第8条の3 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の4、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1) 勤続期間1年未満の者 100分の270

(2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360

(3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450

(4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは、給与規則に規定する俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。

（勤続期間の計算）

第9条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間（就業規則第23条の規定により再任用された職員として在職した期間及び給与規則第21条の2の規定により年俸制の適用を受けた職員として在職した期間を除く。）による。ただし、当該在職期間のうち、短時間勤務制適用期間については、当該適用をした職員が、短時間勤務制適用期間において1週間当たりの勤

務時間を減じた時間数を勤務時間等規則第3条に定める所定勤務時間で除した割合を乗じて得た期間を除算した期間とする。

- 2 前項本文の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職し、又は解雇された日の属する月までの月数による。
- 3 職員が退職した場合（第2条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。
- 4 前3項の規定による在職期間のうち、休職月等が一以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数（就業規則第14条第1項第7号の規定による休職については、その全期間）を前3項の規定により計算して得た在職期間から除算する。ただし、東京藝術大学職員出向規則（以下「出向規則」という。）第2条第1項に規定する在籍出向の期間は、同規則第12条第1項及び本項前段の規定にかかわらず、在職期間から除算しない。
- 5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、他の国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人宇宙航空研究開発機構（同機構就業規則に規定する教育職職員に限る。）及び独立行政法人大学入試センター（以下「国立大学法人等」という。）の職員（以下「国立大学法人等職員」という。）から引き続いて職員となったときにおけるその者の国立大学法人等職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の国立大学法人等職員としての引き続いた在職期間の計算については、前4項の規定を準用する。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、当該給付の計算の基礎となった在職期間は、その者の国立大学法人等職員としての引き続いた在職期間には、含まないものとする。
- 6 前5項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第3条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第4条第1項又は第5条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。
- 7 第2条第1項第1号に規定する場合の勤続期間については、前項の規定にかかわらず、その者が職員となった日から退職した日の前日までの全月数による。
- 8 第6項の規定は、第8条の3の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。
- 9 国立大学法人等職員がその身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の在職期間の計算については、職員としての在職期間はなかったものとみなす。

（国等の機関から復帰した職員の在職期間の計算）

第10条 職員のうち、学長の要請に応じ、引き続いて国、特定独立行政法人（通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方公共団体（退職手当に関する条例において、職員が学長の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方

公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。)、地方独立行政法人(退職手当に関する規則等において、職員が学長の要請に応じ、引き続いて当該地方独立行政法人に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方独立行政法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方独立行政法人に限る。)、公立大学法人(退職手当に関する規則等において、職員が学長の要請に応じ、引き続いて当該公立大学法人に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該公立大学法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている公立大学法人に限る。))又は、国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。)第7条の2第1項に規定する公庫等(前条第5項に定める国立大学法人等を除く。以下「国等の機関」という。)に使用される者(以下「国家公務員等」という。)となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職(その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。)した後引き続いて再び職員となった者の在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 国家公務員等が、国等の機関の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 前2項の場合における国家公務員等としての在職期間の計算については、前条(第5項及び第10項を除く。)の規定を準用する。

(役員との在職期間の通算)

第11条 第9条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、役員(常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。)が引き続いて職員となったときにおけるその者の役員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

2 前項の場合における役員としての在職期間の計算については、第9条(第5項を除く。)の規定を準用する。

(役員との在職期間を有する職員の退職手当の額の特例)

第12条 引き続いた役員との期間を有する職員の退職手当の額は、この規則の規定にかかわらず、当該職員に係る役員との在職期間について、当該役員との業績に応じ、経営協議会の意見を参考として、これを増額し又は減額することができる。

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第12条の2 学長は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができる。

(1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、その者に係る定年から15年を減じた年齢以上である職員を対象として行う募集

(2) 組織の改廃又は勤務箇所の移転を円滑に実施することを目的とし、当該組織又は勤務箇所に属する職員を対象として行う募集

2 学長は、前項の規定による募集(以下この条において単に「募集」という。)を行うに当たっては、同項各号の別、第5項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間、募集をする人数及び募集の期間等を記載した要項(以下こ

の条において「募集実施要項」という。)を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

3 次に掲げる者以外の職員は、別に定めるところにより、募集の期間中いつでも応募することができる。

(1) 任期又は期間を定めて雇用される者

(2) 前項に規定する退職すべき期日又は同項に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者

(3) 就業規則第43条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における処分を除く。）を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

4 前項の規定による応募（以下この条において単に「応募」という。）は職員の自発的な意思に委ねられるものであって、学長は職員に対しこれらを強制してはならない。

5 学長は、応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において単に「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項に規定する募集をする人数を超える場合であって、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、学長は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。

(1) 応募が募集実施要項又は第3項の規定に適合しない場合

(2) 応募者が応募をした後就業規則第43条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における処分を除く。）を受けた場合

(3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが社会に与える影響を勘案した上で支障を生ずると認める場合

(4) 応募者を引き続き職務に従事させることが業務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

6 学長は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。

7 学長が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。

8 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。

(1) 第13条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

- (2) 第19条第1項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。
- (3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき（前2号に掲げるときを除く。）。
- (4) 就業規則第43条の規定による懲戒処分（懲戒解雇の処分及び（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における処分を除く。）を受けたとき。

（懲戒解雇等処分を受けた場合等の退職手当の支給）

第13条 次の各号のいずれかに該当する退職をした者について、学長が当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が社会に与える影響等を勘案して、特に必要があると認める場合は、第2条ただし書きの規定にかかわらず、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職手当等の一部又は全部を支給することができる。

(1) 懲戒解雇等処分を受けて退職した者

(2) 就業規則第24条第2号の規定による解雇又はこれに準ずる退職をした者

2 学長は、前項の規定により当該退職手当等の一部を支給するときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該支給を受けるべき者に通知しなければならない。

（退職手当の支払の差止め）

第14条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした者に対しまだ当該退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号に該当するときは、学長は、当該退職をした者に対し、当該退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は学長がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったとき。

(2) 学長が、当該退職をした者について、当該退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。



- 3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、学長は、当該遺族に対し、当該退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- 4 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った場合において、学長は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
  - (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
  - (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定により、当該退職手当等を支給しないこと又は一部を支給することなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
  - (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定により、当該退職手当等を支給しないこと又は一部を支給することなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 5 第3項の規定による支払差止処分を行った場合において、学長は、当該支払差止処分を受けた者に対し次条第2項の規定により、当該退職手当等を支給しないこと又は一部若しくは全部を支給することなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 6 前2項の規定は、当該支払差止処分を行った場合において、学長が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 7 学長は、支払差止処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第15条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職手当等は支給しない。ただし、学長が、第13条第1項に規定する当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が社会に与える影響等及び同項各号に規定する場合の退職手当等の額との均衡を勘案し、特に必要があると認める場合は、当該退職をした者（当該退職をした

者が死亡したときは、当該退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に  
対し、当該退職手当等の一部又は全部を支給することができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、  
基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の  
刑に処せられたとき。

(2) 学長が、当該退職をした者について、当該退職後に当該退職手当等の額の算  
定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受ける  
べき行為をしたと認めたとき

2 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、  
その遺族)が当該退職に係る退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことによ  
り当該退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項に  
おいて同じ。)に対しまだ当該退職手当等の額が支払われていない場合において、  
前項第2号に該当するときは、当該退職手当等は支給しない。ただし、学長が、  
第13条第1項に規定する当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該  
退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が社会に与える影響等を勘  
案し、特に必要があると認める場合は、当該遺族に対し、当該退職手当等の一部  
又は全部を支給することができる。

3 前2項の規定により、当該退職手当等を支給しないとき又は当該退職手当等の  
一部を支給するときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受  
けるべき者に通知しなければならない。

4 支払差止処分に係る退職手当等に関し第1項ただし書き又は第2項ただし書き  
の規定により当該退職手当等の一部又は全部を支給したときは、当該支払差止処  
分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第16条 退職をした者に対し当該退職に係る退職手当等の額が支払われた後にお  
いて、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は当該退職をした者に対し、  
第13条第1項に規定する当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該  
退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が社会に与える影響等のほ  
か、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該退職手当等の額の全部又は  
一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の  
刑に処せられたとき。

(2) 学長が当該退職をした者について、当該退職手当等の額の算定の基礎となる  
職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をした  
と認めたとき。

2 前項第2号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日か  
ら5年以内に限り、行うことができる。

3 第14条第7項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第17条 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合  
には、その遺族)が当該退職に係る退職手当等の額の支払を受ける前に死亡した  
ことにより当該退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下こ

の項において同じ。)に対し当該退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第2号に該当するときは、学長は当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第13条第1項に規定する当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が社会に与える影響等のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該退職手当等の額の全部又は一部の返納を命じる処分を行うことができる。

2 第14条第7項及び前条第3項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第18条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る退職手当等の額が支払われた後において、当該退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第16条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項及び第3項に規定する場合を除く。)において、学長が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、学長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項及び次項において同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第14条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、学長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、学長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第13条第1項に規定する当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違

の内容及び程度、当該非違が社会に与える影響等のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況その他の別に定める事情を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該退職手当等の額を超えることとなつてはならない。

5 第14条第7項及び第16条第3項の規定は、第1項から第3項までの規定による処分について準用する。

(退職手当の不支給)

第19条 職員が退職した場合（第2条第1項第2号又は第3号に該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったとき（就業規則第23条の規定による再任用、給与規則第21条の2の規定による年俸制の適用若しくはその他の規定により退職手当が支給されない又は退職手当に係る勤続期間が通算されない職員を除く。）は、この規則の規定による退職手当は、支給しない。

2 職員が第10条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合においては、この規則による退職手当は、支給しない。

3 職員が引き続いて国立大学法人等職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当に関する規定により、当該国立大学法人等職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この規則による退職手当は、支給しない。

4 職員が、引き続いて役員となったときは、この規則による退職手当は、支給しない。

(年俸制への移行)

第20条 第2条の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、当該各号に掲げる日の前日をもって、第3条第2項により退職したものとみなす。

(1) この規則の適用を受ける職員が引き続き東京藝術大学年俸制職員給与規則（以下、「年俸制給与規則」という。）の適用を受けることとなった場合 当該適用を受けることとなった日

(2) 国立大学法人等職員が、引き続き年俸制給与規則の適用を受ける職員として本学に採用された場合（次号に掲げるものを除く。） 本学に採用された日

(3) 国立大学法人等職員で、年俸制給与規則に相当するものの適用を受け、退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給対象であったものが、引き続き年俸制給与規則の適用を受ける職員として本学に採用された場合 年俸制給与規則に相当するものの適用を受けることとなった日

2 前項の退職手当については、当該人が実際に退職した日における規定を適用して算出することとし、当該人が退職した際に支給する。

(実施規定)

第21条 この規則の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行し、第7条第4項の規定については、平成16年10月1日から適用する。

### (経過措置)

- 2 法人法附則第4条の規定により、本学職員となる者（以下「承継職員」という。）の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の退職手当法第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を職員としての在職期間とみなす。
- 3 承継職員が、引き続き職員として在職した後、引き続いて第10条第1項に規定する国家公務員等となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国等の機関の退職手当に関する規定により、当該国家公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この規則による退職手当は、支給しない。
- 4 法人法附則第6条第4項の規定により、この規則の施行日から雇用保険法（昭和49年法律第116号）による失業給付の受給資格を取得するまでに退職する承継職員のうち、退職手当法第10条の規定による退職手当の支給を受けることができる者に対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を支給するものとする。
- 5 国立大学法人の成立前の本学（以下「旧機関」という。）の職員が、引き続いて国家公務員等となり、かつ、引き続き国家公務員等として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国等の機関を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。
- 6 国家公務員等が、引き続いて旧機関の職員となり、かつ、引き続いて旧機関の職員として在職した後、引き続き承継職員となり、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国等の機関の退職手当に関する規定により、当該国家公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この規則による退職手当は、支給しない。
- 7 平成16年4月1日から平成16年9月30日までの間における第7条の規定の適用については、同条第1項中「100分の104」とあるのは「100分の107」と、同条第2項中「36年」とあるのは「35年を超え37年以下」とする。
- 8 平成16年4月1日から平成16年9月30日までの間における第8条の規定の適用については、同条中「59.28」とあるのは「60.99」とする。

## 附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。  
(俸給月額の変額改定があった場合の算定基礎となる俸給月額)

2 退職した者の基礎在職期間中に俸給月額の変額改定（平成18年3月31日以前に行われた俸給月額の変額改定で別に定めるものを除く。）によりその者の俸給月額が変額されたことがある場合において、その者の変額後の俸給月額が変額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする規則等の適用を受けたことがあるときは、この規則の規定による俸給月額には、当該差額を含まないものとする。

（経過措置）

3 職員が新制度適用職員（職員であって、その者が新制度切替日以後に退職することにより新規則の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が新制度切替日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における俸給月額を基礎として、旧規則の規定により計算した退職手当の額が、新規則の規定により計算した退職手当の額（以下「新規則退職手当額」という。）よりも多いときは、その多い額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

4 職員が新制度切替日以後平成21年3月31日までの間に新制度適用職員として退職した場合において、その者についての新規則退職手当額がその者が新制度切替日の前日に受けていた俸給月額を退職の日の俸給月額とみなして旧規則の規定により計算した退職手当の額（以下「旧規則退職手当額」という。）よりも多いときは、新規則退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

（1）退職した者でその勤続期間が25年以上の者 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が100,000円を超える場合には、100,000円）

イ 第8条の2の規定により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当する額

ロ 新規則退職手当額から旧規則退職手当額を控除した額

（2）新制度切替日以後平成19年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が1,000,000円を超える場合には、1,000,000円）

イ 第8条の2の規定により計算した退職手当の調整額の100分の70に相当する額

ロ 新規則退職手当額から旧規則退職手当額を控除した額

（3）平成19年4月1日以後平成21年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が500,000円を超える場合には、500,000円）

イ 第8条の2の規定により計算した退職手当の調整額の100分の30に相当する額

ロ 新規則退職手当額から旧規則退職手当額を控除した額

附 則

この規則は、平成18年6月15日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

## 附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律（平成21年法律第18号。次項において「整備法」という。）第2条の規定による廃止前の独立行政法人メディア教育開発センター（以下「メディア教育開発センター」という。）の職員であった者が、引き続き職員となった場合におけるその者の第9条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間の計算については、改正後の第9条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成21年3月31日にメディア教育開発センターの職員であった者が、整備法附則第2条第1項の規定により引き続いて放送大学学園の職員として在職した後、引き続き職員となった場合におけるその者の第9条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者のメディア教育開発センター及び放送大学学園の職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

## 附 則

- 1 この規則は、平成25年2月21日から施行する。  
（平成17年規則第98号附則第3項の改正）
- 2 東京芸術大学職員退職手当規則の一部を改正する規則（平成17年規則第98号）附則第3項の規定を適用する場合、同項中「旧規則の規定により計算した退職手当の額が、新規則」とあるのは「旧規則の規定により計算した退職手当の額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は業務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧規則第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧規則第7条第1項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の87（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で業務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104分の87）を乗じて得た額が、改正後の規則」とする。

（経過措置）

- 3 改正後の第7条第1項（同条第3項及び改正後の同条第4項においてその例による場合を含む。）及び同条第2項の規定の適用については、第7条第1項中「100分の87」とあるのは、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。
- 4 附則第2項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」と、「104分の87」とあるのは、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「104分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「104分の92」とする。

## 附 則

この規則は、平成25年3月28日から施行する。

## 附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行に関し必要な経過措置は、退職手当法、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）及び関係法令等を準用する。

附 則

この規則は、平成30年3月15日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和6年3月28日から施行する。
- 2 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日後その者の非違によることなく退職した者に対する退職手当の基本額について準用する。
- 3 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、その者の非違によることなく退職した者に対する退職手当の基本額について準用する。
- 4 第5条の2において、東京藝術大学給与規則令和5年7月1日附則第2号の規定による教職員の俸給月額の変定は、俸給月額の変定をする規則が制定され、又はこれに準ずる給与支給基準等が改定された場合に該当しないものとする。
- 5 当分の間、第4条第1項第3号、第5条第1項第6号及び第12条の2第5項に掲げる者に対する第6条及び第8条第3項の規定の適用については、第6条中、「6月」とあるのは、「0月」と、第6条及び第8条第3項中「退職日俸給月額が、給与規則に規定する指定職俸給表1号俸の額に相当する額以上同表4号俸の額に相当する額未満である場合及び退職の日に定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者との年齢との差に相当する年齢が1年である場合」とあるのは、「退職日俸給月額が、給与規則に規定する指定職俸給表1号俸の額に相当する額以上同表4号俸の額に相当する額未満である場合」と、「特定減額前俸給額が給与規則に規定する指定職俸給表1号俸の額に相当する額以上同表4号俸未満である場合、東京藝術大学役員報酬規則（以下「役員報酬規則」という。）に規定する常勤役員の俸給表1号俸の額に相当する額以上同表4号俸の額に相当する額未満である場合及び退職の日に定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者との年齢との差に相当する年齢が1年である場合」とあるのは、「特定減額前俸給額が給与規則に規定する指定職俸給表1号俸の額に相当する額以上同表4号俸未満である場合、東京藝術大学役員報酬規則（以下「役員報酬規則」という。）に規定する常勤役員の俸給表1号俸の額に相当する額以上同表4号俸の額に相当する額未満である場合」とする。
- 6 当分の間、第4条第1項第3号及び第5条第1項（ただし第1号及び第5号を除く。）に規定する者に対する第6条及び第8条第3項の規定の適用については、第6条中「定年から20年を減じた年齢以上である者」とあるのは、「満45歳以上で



ある者」と、第6条及び第8条第3項中「定年」とあるのは、「60歳」とする。

7 当分の間、第5条1項第2号及び第4号に掲げる者が、60歳に達する日前に退職した時における第6条及び第8条第3項の規定の適用については、次の表の去らんに掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と読み替える。

<u>読み替える規定</u>	<u>読み替えられる字句</u>	<u>読み替える字句</u>
<u>第6条及び</u> <u>第8条第3項</u>	<u>100分の3</u>	<u>60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数（以下この条において「改正前定年前年数」という。）に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数（以下この条において「改正後定年前年数」という。）で除して得た割合</u>
	<u>100分の1</u>	<u>改正前定年前年数に100分の1を乗じて得た割合を改正後定年前年数で除して得た割合</u>
	<u>退職日俸給月額が、給与規則に規定する指定職俸給表1号俸の額に相当する額以上同表4号俸の額に相当する額未満である場合及び退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者との年齢との差に相当する年齢が1年である場合には、100分の2</u>	<u>退職日俸給月額が、給与規則に規定する指定職俸給表1号俸の額に相当する額以上同表4号俸の額に相当する額未満である場合には、改正前定年前年数に100分の2を乗じて得た割合を改正後定年前年数で除して得た割合</u>
	<u>特定減額前俸給額が給与規則に規定する指定職俸給表1号俸の額に相当する額以上同表4号俸未満である場合、東京藝術大学役員報酬規則（以下「役員報酬規則」という。）に規定する常勤役員の俸給表1号俸の額に相当する額以上同表4号俸の額に相当する額未満である場合及び退職の日に定</u>	<u>特定減額前俸給額が給与規則に規定する指定職俸給表1号俸の額に相当する額以上同表4号俸未満である場合、東京藝術大学役員報酬規則（以下「役員報酬規則」という。）に規定する常勤役員の俸給表1号俸の額に相当する額以上同表4号俸の額に相当する額未満である場合には、改正前定年前年数に100分の2を乗じて得た割合を改正後定年</u>

<u>められているその者に係る定年と退職の日におけるその者との年齢との差に相当する年齢が1年である場合には、100分の2</u>	<u>前年数で除して得た割合</u>
--	--------------------

8 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者が、60歳に達した日以後に退職したときにおける第6条及び第8条第3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と読み替える。

<u>読み替える規定</u>	<u>読み替えられる字句</u>	<u>読み替える字句</u>
<u>第6条及び第8条第3項</u>	<u>100分の3</u>	<u>100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数（以下この条において「改正後定年前年数」という。）で除して得た割合</u>
	<u>100分の1、退職日俸給月額が、給与規則に規定する指定職俸給表1号俸の額に相当する額以上同表4号俸の額に相当する額未満である場合及び退職の日に定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者との年齢との差に相当する年齢が1年である場合には、100分の2</u>	<u>100分の1を改正後定年前年数で除して得た割合</u>
	<u>100分の1、特定減額前俸給額が給与規則に規定する指定職俸給表1号俸の額に相当する額以上同表4号俸未満である場合、東京藝術大学役員報酬規則（以下「役員報酬規則」という。）に規定する常勤役員の俸給表1号俸の額に相当する額以上同表4号俸の額に相当する額未満である場合及び退職の日に定められているその者に係る定年と退職の日に</u>	<u>100分の1を改正後定年前年数で除して得た割合</u>

	<u>おけるその者との年齢との</u> <u>差に相当する年齢が1年で</u> <u>ある場合には、100分の2</u>
--	--

9 前7項の規定は、教授、准教授、講師には適用しない。

別表（第8条の2関係）

イ 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

<p>第1号区分</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた職員給与規則の指定職俸給表及び役員報酬規則の常勤役員の俸給表の適用を受けていた者で同表9号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの</li> <li>(2) 国家公務員退職手当法施行令第6条の3別表第1イの表に規定する第1号区分に掲げるもの</li> <li>(3) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において国立大学法人等職員として前各号に準ずる俸給月額を受けていたもの</li> <li>(4) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において第10条第1項に定める地方公共団体に使用される者（以下「地方公共団体職員」という。）として第1号又は第2号に準ずる俸給月額を受けていたもの</li> <li>(5) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において第10条第1項に定める公庫等に使用される者（以下「公庫等職員」という。）として第1号又は第2号に準ずる俸給月額を受けていたもの</li> <li>(6) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において国家公務員退職手当法第7条の3第1項に規定する独立行政法人等役員として第1号又は第2号に準ずる俸給月額を受けていたもの</li> </ul>
<p>第2号区分</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた職員給与規則の指定職俸給表及び役員報酬規則の常勤役員の俸給表の適用を受けていた者で同表4号俸から8号俸までの俸給月額を受けていたもの</li> <li>(2) 国家公務員退職手当法施行令第6条の3別表第1イの表に規定する第2号区分に掲げるもの</li> <li>(3) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において国立大学法人等職員として前各号に準ずる俸給月額を受けていたもの</li> <li>(4) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において地方公共団体職員として第1号又は第2号に準ずる俸給月額を受けていたもの</li> <li>(5) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において公庫等職員として第1号又は第2号に準ずる俸給月額を受けていたもの</li> <li>(6) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において</li> </ul>

	独立行政法人等役員として第1号又は第2号に準ずる俸給月額を受けていたもの
第3号区分	<p>(1) 平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた職員給与規則の指定職俸給表及び役員報酬規則の常勤役員の俸給表の適用を受けていた者で同表1号俸から3号俸までの俸給月額を受けていたもの</p> <p>(2) 国家公務員退職手当法施行令第6条の3別表第1イの表に規定する第3号区分に掲げるもの</p> <p>(3) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において国立大学法人等職員として前各号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p> <p>(4) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において地方公共団体職員として第1号又は第2号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p> <p>(5) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において公庫等職員として第1号又は第2号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p> <p>(6) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において独立行政法人等役員として第1号又は第2号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p>
第4号区分	<p>(1) 平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた職員給与規則の一般職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が11級であったもの</p> <p>(2) 国家公務員退職手当法施行令第6条の3別表第1イの表に規定する第4号区分に掲げるもの(平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた職員給与規則の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち職員給与規則第23条に規定する管理職手当(以下「管理職手当」という。)の適用区分がI種であり、かつ、同規則36条に規定する役職段階別加算額の加算割合(以下「役職加算」という。)が20パーセントであったものを除く。)</p> <p>(3) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において国立大学法人等職員として前各号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p> <p>(4) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において地方公共団体職員として第1号から第3号までの各号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p> <p>(5) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において公庫等職員として第1号から第3号までの各号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p>

	<p>(6) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において独立行政法人等役員として第1号から第3号までの各号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p>
<p>第5号区分</p>	<p>(1) 平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた職員給与規則の一般職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの</p> <p>(2) 平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた職員給与規則の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち役職加算が20パーセントであったもの(第4号区分の項第2号に掲げる者を除く。)</p> <p>(3) 平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた職員給与規則の教育職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち役職加算が20パーセントであったもの</p> <p>(4) 国家公務員退職手当法施行令第6条の3別表第1イの表に規定する第5号区分に掲げるもの</p> <p>(5) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において国立大学法人等職員として前各号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p> <p>(6) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において地方公共団体職員として第1号から第4号までの各号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p> <p>(7) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において公庫等職員として第1号から第4号までの各号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p> <p>(8) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において独立行政法人等役員として第1号から第4号までの各号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p>
<p>第6号区分</p>	<p>(1) 平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた職員給与規則の一般職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの</p> <p>(2) 平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた職員給与規則の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第4号区分の項第2号及び第5号区分の項第2号に掲げる者を除く。)</p> <p>(3) 平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた職員給与規則の教育職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち管理職手当の適用区分がIV種で支給割合が14パーセント以上</p>

	<p>であったもの（第5号区分の項第3号に掲げる者を除く。）</p> <p>(4) 平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた職員給与規則の医療職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(5) 国家公務員退職手当法施行令第6条の3別表第1イの表に規定する第6号区分に掲げるもの</p> <p>(6) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において国立大学法人等職員として前各号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p> <p>(7) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において地方公共団体職員として第1号から第5号までの各号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p> <p>(8) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において公庫等職員として第1号から第5号までの各号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p> <p>(9) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において独立行政法人等役員として第1号から第5号までの各号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p>
第7号区分	<p>(1) 平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた職員給与規則の一般職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(2) 平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた職員給与規則の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち役職加算が15パーセントであったもの</p> <p>(3) 平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた職員給与規則の教育職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち管理職手当の適用区分がIV種であったもの（第5号区分の項第3号及び第6号区分の項第3号に掲げる者を除く。）</p> <p>(4) 平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた職員給与規則の医療職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(5) 国家公務員退職手当法施行令第6条の3別表第1イの表に規定する第7号区分に掲げるもの</p> <p>(6) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において国立大学法人等職員として前各号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p> <p>(7) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において地方公共団体職員として第1号から第5号までの各号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p>

	<p>(8) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において公庫等職員として第1号から第5号までの各号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p> <p>(9) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において独立行政法人等役員として第1号から第5号までの各号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p>
第8号区分	<p>(1) 平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた職員給与規則の一般職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(2) 平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた職員給与規則の一般職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもののうち別に定めるもの</p> <p>(3) 平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた職員給与規則の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第7号区分の項第2号に掲げる者を除く。)</p> <p>(4) 平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた職員給与規則の教育職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち管理職手当の適用区分がIV種であったもの</p> <p>(5) 平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた職員給与規則の医療職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(6) 国家公務員退職手当法施行令第6条の3別表第1イの表に規定する第8号区分に掲げるもの</p> <p>(7) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において国立大学法人等職員として前各号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p> <p>(8) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において地方公共団体職員として第1号から第6号までの各号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p> <p>(9) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において公庫等職員として第1号から第6号までの各号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p> <p>(10) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において独立行政法人等役員として第1号から第6号までの各号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p>
第9号区分	<p>(1) 平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた職員給与規則の一般職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p>



	<p>(2) 平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた職員給与規則の一般職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの(第8号区分の項第2号に掲げる者を除く。)</p> <p>(3) 平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた職員給与規則の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(4) 平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた職員給与規則の教育職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち管理職手当の適用区分がV種以上であったもの(第8号区分の項第4号に掲げる者を除く。)又はその属する職務の級が2級であったもののうち大学(4年)卒業後の経験年数が30年以上あったもの</p> <p>(5) 平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた職員給与規則の医療職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(6) 国家公務員退職手当法施行令第6条の3別表第1イの表に規定する第9号区分に掲げるもの</p> <p>(7) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において国立大学法人等職員として前各号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p> <p>(8) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において地方公共団体職員として第1号から第6号までの各号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p> <p>(9) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において公庫等職員として第1号から第6号までの各号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p> <p>(10) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において独立行政法人等役員として第1号から第6号までの各号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p>
第10号区分	<p>(1) 平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた職員給与規則の一般職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</p> <p>(2) 平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた職員給与規則の一般職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち別に定めるもの又は4級若しくは5級であったもの</p> <p>(3) 平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた職員給与規則の教育職俸給表(一)の適用を受</p>

	<p>けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち役職加算が5パーセントであったもの</p> <p>(4) 平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた職員給与規則の教育職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち大学(4年)卒業後の経験年数が12年以上あったもの(第9号区分の項第4号に掲げる者を除く。)</p> <p>(5) 平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた職員給与規則の医療職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち別に定めるもの又は3級であったもの</p> <p>(6) 国家公務員退職手当法施行令第6条の3別表第1イの表に規定する第10号区分に掲げるもの</p> <p>(7) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において国立大学法人等職員として前各号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p> <p>(8) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において地方公共団体職員として第1号から第6号までの各号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p> <p>(9) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において公庫等職員として第1号から第6号までの各号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p> <p>(10) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において独立行政法人等役員として第1号から第6号までの各号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p>
第11号区分	第1号区分から第10号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

ロ 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	<p>(1) 平成18年4月1日以後適用されている職員給与規則の指定職俸給表及び役員報酬規則の常勤役員の俸給表の適用を受けていた者で同表6号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの</p> <p>(2) 国家公務員退職手当法施行令第6条の3別表第1ロの表に規定する第1号区分に掲げるもの</p> <p>(3) 平成18年4月1日以後において国立大学法人等職員として前各号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p> <p>(4) 平成18年4月1日以後において地方公共団体職員として第1号又は第2号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p> <p>(5) 平成18年4月1日以後において公庫等職員として第1号又</p>
-------	---

	<p>は第2号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p> <p>(6) 平成18年4月1日以後において独立行政法人等役員として第1号又は第2号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p>
第2号区分	<p>(1) 平成18年4月1日以後適用されている職員給与規則の指定職俸給表及び役員報酬規則の常勤役員の俸給表の適用を受けていた者で同表1号俸から5号俸までの俸給月額を受けていたもの</p> <p>(2) 国家公務員退職手当法施行令第6条の3別表第1口の表に規定する第2号区分に掲げるもの</p> <p>(3) 平成18年4月1日以後において国立大学法人等職員として前各号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p> <p>(4) 平成18年4月1日以後において地方公共団体職員として第1号又は第2号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p> <p>(5) 平成18年4月1日以後において公庫等職員として第1号又は第2号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p> <p>(6) 平成18年4月1日以後において独立行政法人等役員として第1号又は第2号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p>
第3号区分	<p>(1) 平成18年4月1日以後適用されている職員給与規則の一般職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの</p> <p>(2) 国家公務員退職手当法施行令第6条の3別表第1口の表に規定する第3号区分に掲げるもの</p> <p>(3) 平成18年4月1日以後において国立大学法人等職員として前各号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p> <p>(4) 平成18年4月1日以後において地方公共団体職員として第1号又は第2号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p> <p>(5) 平成18年4月1日以後において公庫等職員として第1号又は第2号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p> <p>(6) 平成18年4月1日以後において独立行政法人等役員として第1号又は第2号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p>
第4号区分	<p>(1) 平成18年4月1日以後適用されている職員給与規則の一般職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの</p> <p>(2) 国家公務員退職手当法施行令第6条の3別表第1口の表に規定する第4号区分に掲げるもの(平成18年4月1日以後適用されていた職員給与規則の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級以上であったもののうち管理職手当の適用区分がI種であり、かつ、役職加算が20パーセントであったものを除く。)</p> <p>(3) 平成18年4月1日以後において国立大学法人等職員として前各号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p>

	<p>(4) 平成18年4月1日以後において地方公共団体職員として第1号から第3号までの各号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p> <p>(5) 平成18年4月1日以後において公庫等職員として第1号から第3号までの各号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p> <p>(6) 平成18年4月1日以後において独立行政法人等役員として第1号から第3号までの各号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p>
第5号区分	<p>(1) 平成18年3月31日以後適用されている職員給与規則の一般職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(2) 平成18年4月1日以後適用されていた職員給与規則の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級以上であったもののうち役職加算が20パーセントであったもの(第4号区分の項第2号に掲げる者を除く。)</p> <p>(3) 平成18年4月1日以後適用されていた職員給与規則の教育職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち役職加算が20パーセントであったもの</p> <p>(4) 国家公務員退職手当法施行令第6条の3別表第1ロの表に規定する第5号区分に掲げるもの</p> <p>(5) 平成18年4月1日以後において国立大学法人等職員として前各号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p> <p>(6) 平成18年4月1日以後において地方公共団体職員として第1号から第4号までの各号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p> <p>(7) 平成18年4月1日以後において公庫等職員として第1号から第4号までの各号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p> <p>(8) 平成18年4月1日以後において独立行政法人等役員として第1号から第4号までの各号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p>
第6号区分	<p>(1) 平成18年4月1日以後適用されている職員給与規則の一般職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(2) 平成18年4月1日以後適用されていた職員給与規則の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級以上であったもの(第4号区分の項第2号及び第5号区分の項第2号に掲げる者を除く。)</p> <p>(3) 平成18年4月1日以後適用されていた職員給与規則の教育職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち管理職手当の適用区分がIV種で支給</p>

	<p>割合が14パーセント以上であったもの（第5号区分の項第3号に掲げる者を除く。）</p> <p>(4) 平成18年4月1日以後適用されていた職員給与規則の医療職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(5) 国家公務員退職手当法施行令第6条の3別表第1口の表に規定する第6号区分に掲げるもの</p> <p>(6) 平成18年4月1日以後において国立大学法人等職員として前各号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p> <p>(7) 平成18年4月1日以後において地方公共団体職員として第1号から第5号までの各号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p> <p>(8) 平成18年4月1日以後において公庫等職員として第1号から第5号までの各号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p> <p>(9) 平成18年4月1日以後において独立行政法人等役員として第1号から第5号までの各号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p>
第7号区分	<p>(1) 平成18年4月1日以後適用されている職員給与規則の一般職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 平成18年4月1日以後適用されていた職員給与規則の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち役職加算が15パーセントであったもの</p> <p>(3) 平成18年4月1日以後適用されていた職員給与規則の教育職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち管理職手当の適用区分がIV種であったもの（第5号区分の項第3号及び第6号区分の項第3号に掲げる者を除く。）</p> <p>(4) 平成18年4月1日以後適用されていた職員給与規則の医療職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(5) 国家公務員退職手当法施行令第6条の3別表第1口の表に規定する第7号区分に掲げるもの</p> <p>(6) 平成18年4月1日以後において国立大学法人等職員として前各号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p> <p>(7) 平成18年4月1日以後において地方公共団体職員として第1号から第5号までの各号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p> <p>(8) 平成18年4月1日以後において公庫等職員として第1号から第5号までの各号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p>

	<p>(9) 平成18年4月1日以後において独立行政法人等役員として第1号から第5号までの各号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p>
<p>第8号区分</p>	<p>(1) 平成18年4月1日以後適用されている職員給与規則の一般職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(2) 平成18年4月1日以後適用されていた職員給与規則の一般職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち別に定めるもの</p> <p>(3) 平成18年4月1日以後適用されていた職員給与規則の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第7号区分の項第2号に掲げる者を除く。)</p> <p>(4) 平成18年4月1日以後適用されていた職員給与規則の教育職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち管理職手当の適用区分がIV種であったもの</p> <p>(5) 平成18年4月1日以後適用されていた職員給与規則の医療職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(6) 国家公務員退職手当法施行令第6条の3別表第1口の表に規定する第8号区分に掲げるもの</p> <p>(7) 平成18年4月1日以後において国立大学法人等職員として前各号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p> <p>(8) 平成18年4月1日以後において地方公共団体職員として第1号から第6号までの各号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p> <p>(9) 平成18年4月1日以後において公庫等職員として第1号から第6号までの各号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p> <p>(10) 平成18年4月1日以後において独立行政法人等役員として第1号から第6号までの各号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p>
<p>第9号区分</p>	<p>(1) 平成18年4月1日以後適用されている職員給与規則の一般職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(2) 平成18年4月1日以後適用されていた職員給与規則の一般職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第8号区分の項第2号に掲げる者を除く。)</p> <p>(3) 平成18年3月31日以後適用されていた職員給与規則の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が</p>

	<p>3級であったもの</p> <p>(4) 平成18年4月1日以後適用されていた職員給与規則の教育職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち管理職手当の適用区分がV種以上であったもの(第8号区分の項第4号に掲げる者を除く。)又はその属する職務の級が2級であったもののうち大学(4年)卒業後の経験年数が30年以上あったもの</p> <p>(5) 平成18年4月1日以後適用されていた職員給与規則の医療職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(6) 国家公務員退職手当法施行令第6条の3別表第1口の表に規定する第9号区分に掲げるもの</p> <p>(7) 平成18年4月1日以後において国立大学法人等職員として前各号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p> <p>(8) 平成18年4月1日以後において地方公共団体職員として第1号から第6号までの各号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p> <p>(9) 平成18年4月1日以後において公庫等職員として第1号から第6号までの各号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p> <p>(10) 平成18年4月1日以後において独立行政法人等役員として第1号から第6号までの各号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p>
第10号区分	<p>(1) 平成18年4月1日以後適用されている職員給与規則の一般職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(2) 平成18年4月1日以後適用されていた職員給与規則の一般職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち別に定めるもの又は4級であったもの</p> <p>(3) 平成18年4月1日以後適用されていた職員給与規則の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち役職加算が5パーセントであったもの</p> <p>(4) 平成18年4月1日以後適用されていた職員給与規則の教育職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち大学(4年)卒業後の経験年数が12年以上あったもの(第9号区分の項第4号に掲げる者を除く。)</p> <p>(5) 平成18年4月1日以後適用されていた職員給与規則の医療職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち別に定めるもの又は3級であったもの</p>

	<p>(6) 国家公務員退職手当法施行令第6条の3別表第1ロの表に規定する第10号区分に掲げるもの</p> <p>(7) 平成18年4月1日以後において国立大学法人等職員として前各号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p> <p>(8) 平成18年4月1日以後において地方公共団体職員として第1号から第6号までの各号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p> <p>(9) 平成18年4月1日以後において公庫等職員として第1号から第6号までの各号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p> <p>(10) 平成18年4月1日以後において独立行政法人等役員として第1号から第6号までの各号に準ずる俸給月額を受けていたもの</p>
第11号区分	第1号区分から第10号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者